

(裏 面)

老人福祉法(抄)
(報告の徴収等)

第十八条

3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
(立入検査等)

第三十一条の五 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対して、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。この場合において、これらの規定中「前二項」とあり、及び同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは、「第三十一条の五第一項」と読み替えるものとする。

備考 この証明書は、B列八番とし、厚紙を用いること。

(表 面)

質問又は立入検査を行う職員の証(第五条の二関係)

第 号

所属庁

職 名

氏 名(生年月日)

顔写真
(押出スタンプ)

右の者は、老人福祉法に基づいて有料老人ホーム協会の関係者に対して質問し、又はその事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる職員であることを証明する。

令和 年 月 日

厚生労働大臣

氏 名

印